

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第16号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) 地震、水害、火災その他の災害により<u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 7日の範囲内の期間</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) 地震、水害、火災その他の災害により<u>次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 7日の範囲内の期間</p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき</u></p> <p>—</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p>
2	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者で職員と同居しているものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者で職員と同居しているものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第12条第15号において同じ。</u>）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの</p>

<p>4・5 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>勤務時間等条例第9条の2第1項第3号に規定する要介護者</u>（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(16)～(26) [略]</p>	<p>4・5 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>配偶者、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの</u>（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p><u>ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの（当該職員と同居している者に限る。）</u></p> <p><u>エ</u></p> <p>(16)～(26) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成23年4月1日から施行する。